

平成22年9月検針分から

吾平地域と輝北地域の水道料金が改定されます



吾平町浄水場

■水道料金改定の背景

現 在の吾平・輝北両地域の水道施設は、地震などの災害により基幹管路に漏水事故が発生した場合、送水が停止し、地域全体にわたって市民生活への影響が非常に懸念され、早急に管路の地震対策などの施設整備を行う必要があります。

水道事業は公営企業であり独立採算制です。水源地や配水池などの施設整備の費用はすべて水道をご利用の皆さんからいただく水道料金で賄われています。

これまで「安全な水」をいつでも安定的に供給できるように事業運営を行い、人件費の削減や徹底した経費削減に努めながら、「吾平地域」は平成10年から、「輝北地域」は昭和56年から料金改定を据え置いてきました。

しかし、今後の施設の整備や維持管理が、現在の水道料金収入では困難な財政状況であることから、これらの施設整備の財源を確保するため、9月検針分から「料金改定」を行うものです。

【問い合わせ先】

■吾平地域

市上下水道部業務課

☎0994-43-2800

■輝北地域

市上下水道部工務課簡易水道室

☎0994-43-4223

■「吾平地域」と「輝北地域」の水道施設の現状は次のとおりです

吾平地域水道事業	輝北簡易水道事業
<ul style="list-style-type: none"> ○水源が1か所で代替水源がない。 ○地震に弱く、漏水事故が発生しやすい石綿セメント管や老朽管が送水管などに使用されている。 ○配水池や送配水管など施設の耐震化がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化が進み、安定給水が懸念される。 ○一部の配水系で、送水と配水のバランスが悪く、慢性的な水圧不足が発生している。 ○集中監視システムの一部が未整備である。 ○配水池や送配水管など施設の耐震化がなされていない。

《料金改定の基本的なポイント》

- (1) 現在の「吾平地域」及び「輝北地域」の料金体系を「鹿屋串良地域・立小野地域」の料金体系に統一します。
- (2) 実施時期は、平成22年9月検針分からです。
- (3) 実施方法は、急激な負担増を緩和するため、両地域とも「平成22年から平成24年まで」の3か年の経過（軽減）措置を設け、一般家庭の家計の負担を軽減します。
- (4) 一般家庭における改定前と改定後の差額及び平均改定率などは、次のとおりです。
(平均使用水量2か月30m³使用の場合です。)



市成水源地

吾平地域

区分	1年目(H22年)	2年目(H23年)	3年目(H24年)	3年間の合計
統一前料金(現行料金)	3,230円	—	—	—
統一後料金(改定後)	3,465円	3,780円	3,990円	
差額	235円	315円	210円	760円
改定率	7.3%	9.1%	5.6%	23.5%
1日当たりの負担額(2か月)	3.9円	5.3円	3.5円	12.7円

輝北地域

区分	1年目(H22年)	2年目(H23年)	3年目(H24年)	3年間の合計
統一前料金(現行料金)	2,620円	—	—	—
統一後料金(改定後)	3,045円	3,517円	3,990円	
差額	425円	472円	473円	1,370円
改定率	16.2%	15.5%	13.4%	52.3%
1日当たりの負担額(2か月)	7.1円	7.9円	7.9円	22.8円

※本来、公共料金の値上げは好ましいものではありませんが、水道事業本来の目的である公共の福祉の増進を目指して、より一層経費節減に努め、経営の健全化を図ってまいりますので、今回の「料金改定」についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今後の整備計画等、詳細につきましては後日「水道をご利用のみなさまへのお知らせ」を配布しますので、ぜひご覧ください。